

(H25. 5. 28)

【規則】(会員, 入会・会費, 役員, 委員会, 支部に関する規則)

第1章 目的

第1条 この規則は、定款に定めた諸事項について、適正にかつ効果的に運営することを目的として定める。

第2章 会員の種別、入会基準、及び会費等

(入会)

第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第6条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、入会金1,000円及び当該年度分の会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、次の場合は入会金を免除することができる。

- (1) 学生会員として入会する者
 - (2) 特別な事情があると理事会が認めた者
2. 名誉会員、及び賛助会員は入会金を要しない。
3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書並びに入会金を要しない。

(正会員)

第3条 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。ただし、大学院に在学する者は、学生会員の身分を継続できる。

(名誉会員)

第4条 名誉会員は、別に定める名誉会員候補者推薦基準により、理事会の承認を得て、社員総会で推薦された個人とする。

(学生会員)

第5条 学生会員は、大学院(修士課程及び博士課程)、大学学部、短期大学、高等専門学校及びこれらに準ずる学校に在学する個人とする。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の目的事業を賛助する個人、または団体とする。

(年会費の額と会誌の配布等)

第7条 正会員の年会費は7,000円とし、会誌を配布する。

2. 名誉会員は年会費を要せず、会誌を配布する。

3. 学生会員の年会費は4,000円とし、会誌を配布する。

4. 賛助会員の年会費は1口50,000円とし、何口でも加入できる。なお、会誌の配布は最低1部とし、口数による配布部数は別に定める。

5. 前各項の定めにかかわらず、特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。

6. 前各項のほか、会誌等の購読を希望する者のため、購読員を設ける。購読員の購読員費、配布基準は別に定める。

(年会費の納付の扱い)

第8条 賛助会員を除く会員が納める会費は、毎年4月から翌年3月の年額前納を原則とし、複数年分を一括納入することができる。

2. 賛助会員は、その年度の会費を、毎年5月末までに支払うものとする。

3. 会費の滞納が1年以上に及ぶときは、会誌の発送を停止する。停止した会誌は会費を完納した場合でも配布を受けられない。

第3章 役員

(会長の職務)

第9条 会長は、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。

(副会長の職務及び分掌)

第10条 副会長は、代表理事として、会長とともにこの法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

2. 副会長の分掌事項は次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

- (1) 中長期的な学会運営企画・政策に関する事項
- (2) 個々の事業活動に関する困難事項の対応処理、複数業務に跨る事項の調整、その他

(理事の職務及び分掌)

第11条 会長及び副会長以外の理事は、業務執行理事として、この法人の業務を分掌する。理事の分掌事項は原則として次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

(1) 総務：社員総会・理事会に関する事項、定款及び一般規則の改廃に関する事項、事業計画及び事業報告の集約、会員の入退会に関する事項、歴代会長・名誉会員に関する事項、役員選出に関する事項、支部に関する事項、個人情報保護に関する事項、倫理規定に関する事項、事務局の人事・待遇、その他の分掌に属さない事項

(2) 財務：収支予算及び決算、財産の管理・処分、出納及び会計管理、本会に対する寄付行為に関する事項、その他会計に関する事項

(3) 企画：将来展開における学会年度活動計画の立案・推進、研究・教育プロジェクトの実施・推進、及びその評価に関する事項

(4) 広報：会員間の情報共有・情報創成、及び会員外への情報発信における事項

(5) 学会誌：学会誌に関する事項、知的財産権に関する事項、その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項

(6) 英文誌：英文誌全体の企画・調整、その他英文誌に関する事項

(7) 人材育成：教育・学習支援環境を介した人材育成に関する事項

(8) 研究会：研究会開催等の立案・実施に関する事項、及び学会研究活動における基盤的機能の構築・推進に関する事項

(9) 全国大会：全国大会等事業に関する事項、並びに協賛・後援に関する事項

(10) 顕彰：組織運営、研究活動等に顕著な功績者や活躍者に対する顕彰・表彰に関する事項

(11) 国際化：国際交流、国際会議開催・共催等、国際的活動の展開・推進に関する事項

(監事の職務)

第12条 監事は、定款に定める職務を行う。

第4章 委員会等

(委員会等の設置・廃止)

第13条 定款に定める委員会等（研究会等を含む）の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(委員会等の組織)

第14条 委員会等は会員をもって組織する。ただし、必要な場合には、会員外の専門家を委員に加えることができる。

2. 委員会の委員、及び委員長等は、別に定める当該規程により選定する。なお、委員等の呼称は当該規程等に定めることができる。

3. 委員長は、委員会等を統括する。副委員長等は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その業務を代行する。

(委員会の構成)

第15条 委員会は常置委員会と時限委員会で構成する。

2. 常置委員会は学会活動の基盤を成す

- ・企画委員会
- ・広報委員会
- ・人材育成委員会
- ・学会誌委員会
- ・英文誌委員会
- ・研究会委員会
- ・全国大会委員会
- ・顕彰委員会
- ・国際化委員会

から成る。

3. 常置委員会の委員長、副委員長は理事がそれに当たる。

4. 時限委員会は1年または2年で短期的、かつ緊急に必要な事項を解決するために設置され、その委員長は原則として副会長が当たる。

(委員の任期)

第16条 委員等の任期は、別に定める当該規程による。

(委員会等の計画)

第17条 委員会等は、指定された時期までに、翌年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出しなければならない。

(委員会等の報告)

第18条 委員会等は、毎年3月末までにその年度の事業概要報告を、また委嘱事項が終了した場合には、その経過及び成案に関する報告を理事会に提出しなければならない。

(委員会等の運営規程)

第19条 委員会等を設ける場合には、次の事項を含む規程類を理事会に提案し、承認を得なければならない。

- (1) 目的、事業内容
- (2) 名称、組織、構成
- (3) 存置期間
- (4) 委員の呼称、選定方法、任期
- (5) 運営方法

(委員会等報告の对外発表)

第20条 委員会等としての意見を、教育システム情報学会の公的意見として、外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第5章 支部

(支部の設置・廃止)

第21条 支部の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(支部の事業)

第22条 支部は、原則としてその地域に在住する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

(支部の地域)

第23条 支部の地域は、次の通りとする。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 北海道 | (北海道) |
| 東海 | (静岡県、岐阜県、愛知県、三重県) |
| 北信越 | (新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県) |
| 関西 | (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、 |

中国 中国
その他現既存支部に属さない都・県)
(岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県)

(支部規約)

第 24 条 支部の運営は、支部規約により行う。

2. 支部規約には、次の事項を規定する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 地域と所属する都道府県名
- (4) 事業
- (5) 支部役員の構成及び選定方法
- (6) 支部総会及び役員会に関する事項
- (7) 支部の設置及び運営、または改廃に関する事項
- (8) 経理、その他必要な事項

3. 支部規約を制定もしくは改廃するときは、支部総会の承認を得て、その結果は速やかに理事会に報告し、承認を得なければならない。

(支部の役員)

第 25 条 支部には次の役員をおく。

- (1) 支部長：1 名
- (2) 副支部長：若干名
- (3) 支部幹事：若干名

2. 支部長等は各支部の会員の意見を参考に社員総会にて選出される。

3. 支部役員の担務は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部の事務を統括し、支部総会、支部役員会を招集してその議長となる。
- (2) 支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指名した副支部長がその職務を代行する。
- (3) 支部幹事は、支部長を助けて支部の事業を遂行する。

(支部の経費)

第 26 条 支部の経費は、支部への予算配分額等により支弁する。

2. 支部への予算配分額の算定方法は別に定める

(理事会への提出事項)

第 27 条 支部長は、翌年度の事業計画案及び予算案を 3 月の指定された時期までに、その年度の事業報告を 4 月の指定された時期までに、理事会に提出しなければならない。また、支部総会は、本部の社員総会開催前に開催し、支部総会で審議可決された結果は速やかに理事会に報告しなければならない。

(支部長会議)

第 28 条 支部長会議は、会長が適宜招集するものとする。

第 6 章 雑 則

(会議の議事録)

第 29 条 社員総会の議事録は、法令及び定款の定めるところにより作成し、議長（会長）及び出席した代表理事（副会長）が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。

2. 理事会の議事録は、法令及び定款の定めにより作成し、出席した代表理事（会長及び副会長）及び出席した監事が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。

3. 委員会及び支部等の議事録は、開催日時、場所、出席委員の氏名、及び議事の経過要領とその結果を記録し、最低 5 年保管する。

(会計帳簿、書類)

第 30 条 会計帳簿及び証拠書類は、法令及び定款のほか別に定める会計規程により、これを作成・保管しなければならない。

(規程の制定と改廃)

第31条 この規則で別に定めるもののほか、この規則の施行に必要な規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1. 本規則は平成26年4月1日から施行する。